軍事史学

第53巻 第3号

巻 頭 言

日本人の「シベリア体験」

アからの「復員・引揚」 らの「復員・引揚」は日本人にとってこれが初めての体験ではない。するのは、第二次世界大戦後の「シベリア抑留」であるが、ロシアとの関係でいえばシ 七年のロシア革命から一〇〇年になる。 本号の「抑留 復員 ・引揚」で、 ロシ

ベア

一九〇四年二月、日露戦争が開始される直前、ウラジオストクを中心とするシベリ はた本日

うち三、九一六人が日本外務省から旅費等の貸与を受けたと書いている。長年にわたって築きあたのは一九二三年一月で、『大阪朝日新聞』(一九二三年一月二十一日付)は、引揚者四、三四七人のた日本居留民がウラジオストク港から引揚げた。日本軍撤兵に伴う政府の引揚事業が打ち切られで残っていた日本軍が撤兵した。それに伴ってやはり沿海州の各地からウラジオストクに集まっで残っていた日本軍が撤兵した。それに伴ってやはり沿海州の各地からウラジオストクに集まっ一九二二年十月には、ロシア革命に対する干渉戦争「シベリア出兵」でロシア沿海州に最後ま た、日露戦争での日本人捕虜、シベリア出兵での日本軍残留者についても触れられることは少なこれら二つの復員や引揚の体験者の記録や回想はほとんど公やけにされることはなかった。ま自分の意志で残ったという事実も明らかになっている。 じた財産の保障問題はその後に残るが、七〇〇人以上の居留民は社会主義下のウラジオストクにげた財産の保障問題はその後に残るが、七〇〇人以上の居留民は社会主義下のウラジオストクに

現在、スターリン体制下のソ連の政策決定に関連する秘密史料が、という問いかけに、研究者はいまだに明快な答えをだせずにいる。大な体験の記録や回想が書かれている。なぜこのような不条理なことの体験とは異なる点が多い。家族にも抑留体験を話さなかった多くの 大な体験の記録や回想が書かれている。なぜこのような不条理なことがわが身に振りかかったかの体験とは異なる点が多い。家族にも抑留体験を話さなかった多くの人々が存在し、他方では膨働に従事させられ、そのうちのおよそ一割が異郷の土となったという状況においても、それまで「シベリア抑留」は、戦後に捕虜として抑留され、六〇万人以上の日本軍人・関係者が強制労

することになるように思ってい ずつ明らかにされつつある。 国際的 な研 究協力体制をより一 |層強化することが、その前進を保証に
と料が、多くの研究者の努力で少し

大阪経済法科大学アジア研究所長)